

第 66 回監査・保証基準委員会有識者懇談会議事要旨（2023 年 7 月 13 日）

I 日時：

2023 年 7 月 13 日（木）13:00～14:50

II 場所：

オンライン会議 ※一部日本公認会計士協会会議室

III 出席者：

○ 監査・保証基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、青 克美、井上 隆、今給黎 真一、片山 一夫、塩谷 公朗、
松本 祥尚（議長代行）、弥永 真生、齊藤 貴文（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、藤本 貴子（担当副会長）、佐藤 久史（専務理事）
結城 秀彦（監査基準担当常務理事）、小林 尚明（保証基準担当常務理事）、
太田 稔（監査基準担当理事）、山中 彰子（監査・保証基準委員会委員長）、
大野 開彦（監査・保証基準委員会副委員長）、
甲斐 幸子（IAASB ボードメンバー／テクニカルスタッフ）

IV 議事要旨：

1. 意見聴取

(1) IAASB の活動状況

① IAASB 2023 年 3 月ボード会議以降の活動状況（下記②及び③以外）

監査基準担当理事から、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）の 2023 年 3 月ボード会議以降の主な活動状況（IAASB のスケジュール及び不正プロジェクト）について説明を行った。

【主なご意見】

ア. ISA 240（改訂）「不正」プロジェクト

- 監査報告書における透明性の向上については同意するが、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters : KAM）のボイラープレート化には懸念がある。不正に関連する事項以外の KAM が適切に識別されるように、リーダーシップをもって対応していただきたい。
- KAM の見出しを「不正に関連する事項を含めた監査上の主要な検討事項」とする場合、不正に関連する事項を必ず書かなければならないということと同義のような印象を与える。見出しの書き方も含めて検討いただきたい。

(上記2件のご意見等への回答)

➤ ご指摘を踏まえ、対応を検討する。

- 現状の KAM の個数自体が少ないことを問題視している。この状況で不正に関する事項を含める場合、ほかの KAM の記載が無くなってしまふ懸念がある。KAM の個数を増やすことも意識してご対応いただきたい。

(ご意見への回答)

➤ 今般の改訂は現状の KAM の実務に追加して不正に関する事項についても検討するという趣旨であるため、ほかの KAM が少なくなることはあまり想定されていないが、誤解がないように進めていきたい。

- 現状、KAM に記載されている事項の大半は特別な検討を必要とするリスクについての対応や判断についてであると思う。不正に関連する記載を入れると、特別な検討を必要とするリスクに起因した KAM と不正に関連する KAM が記載されることになるが、監査報告書の記載上、この二つを区別するように検討していただきたい。見出しにも「不正に関連する事項」の記載が入るため、この二つは明示的に区別されるべきと考える。

(ご意見への回答)

➤ 現在の IAASB の提案では、不正に関連することがわかるような見出しを付すことになっている。実務上もご指摘を踏まえ検討していきたい。

② サステナビリティ報告の保証に関するボード会議報告及び IAASB 2023 年 6 月ボード会議の概要

監査基準担当理事から、国際サステナビリティ保証基準 (International Standard on Sustainability Assurance : ISSA) 5000 の開発状況について説明を行った。

【主なご意見】

- 日本固有の事情を考慮しながら検討を行うとのことであったが、現時点で想定される大きな論点があれば共有いただきたい。また、ISSA 5000 は公認会計士及び監査法人 (以下「公認会計士等」という。) 以外の保証業務実施者も利用する基準となるが、公認会計士等以外の保証業務実施者と JICPA との連携方法や、ルールを徹底するためのプロセスについて、現時点で方針があれば教えてほしい。

(ご意見への回答)

- 現時点では、ISSA 5000 の基準自体について日本特有と思われる論点は特になく考えている。今後、ISSA 5000 の公開草案に対するコメント形成を行う中で日本固有の論点などがあれば、本懇談会の場で共有させていただく。
- 公認会計士等以外の保証業務実施者とは、今後一定の連携が必要になる場面が増えると思われるため、引き続き検討していきたい。

○ 財務情報と非財務情報で性質の違いがあるため、どの程度の保証水準を求めるかはスタートの段階で議論を行う必要があるのではないかと考える。財務情報と非財務情報では同水準の開示や保証を求めるのは難しいと考える。利用者との間に意図せぬ期待ギャップが生じることも望ましくない。実務の観点からは各社の創意工夫で良い情報を投資家に開示しようという動きがある中で、保証業務の厳格さを求めると保守的な情報開示しかできないことも考えられるため、実務負荷とバランスの取れた制度設計をお願いしたい。また、サステナビリティ情報に関する KAM の話もあったが、まだ早いのではないかと思う。さらに、監査事務所に対する品質管理、倫理規程についても、実務のバランスから厳しいものを求めすぎること懸念がある。公認会計士等以外の保証業務実施者との関係についてもよく整理をしていただきたい。

(ご意見への回答)

- ISSA 5000 公開草案の検討の中で、基準に対する理解を深めていただくことが重要と考えている。利用者ともコミュニケーションを行っていききたい。
- 品質管理や倫理規程については、関係者のご意見を伺いながら議論を進めていきたい。

○ ISSA 5000 は「職業にとらわれない」基準であることが大前提であるため、日本に ISSA 5000 を取りこむ議論をする段階から、公認会計士等以外の保証業務実施者も含めたタスクフォースやワーキンググループを作っていただきたい。

(ご意見への回答)

- ご指摘のとおり、国内の議論においても公認会計士等以外の保証業務実施者の方の意見を聞きながら検討を行う必要があると考えている。

○ その他の記載内容について、ISA 720¹では年次報告書に含まれるものという枠があるが、ISSA 5000 公開草案では年次報告書という枠を取り払っており、任意の開示書類も含まれることとされている。法定開示の内容と任意開示の内容が混在してしまう点についても検討いただきたい。さらに、サステナビリティ情報を開示する際はダブルマテリアリティについて考慮する必要があるが、開示後の情報については企業が環境に与える影響(サステナビリティ情報における虚偽表示が社会や投資家に与える影響)を考慮するのみであり、環境が企業に与える影響はないと考える。適用指針を削除したことには賛成するが、どのような考えでダブルマテリアリティを考慮すべきとなるのか。

(ご意見への回答)

- サステナビリティ情報は年次報告書に含まれているとは限らず、年次報告書という枠を当てはめることができない。しかし、ボード会議では ISA 720 で使っているエッセンスを使用して現在の規定を作成している。各国の開示の形に合わせて何がその他の記載内容に当たるのかは今後整理を行う必要があると考えられる。
- ダブルマテリアリティについては開示に対する考え方のみについて記載している。公開草案に対するコメントを受けて ISSA 5000 に書き込むべきか、基準外で追加的に書き込

¹ International Standard on Auditing 720 (Revised) , The Auditor' s Responsibilities Relating to Other Information

む必要があるか、ISSA 5000 に関連する個別の基準を別途設定する措置を講じる必要があるかなども含めて今後議論が必要と考える。

- 開示の充実は重要な分野である。サステナビリティ報告の保証に、財務情報の監査と同程度の保証水準を求めるのかどうかで大きな影響が出てくるため十分な議論をお願いしたい。また、ISSA 5000 は公認会計士等以外の保証業務実施者も使用する基準となるため、十分に周知を行い、意見を吸収できるようにできる限り努力していただきたい。

(ご意見への回答)

- 公認会計士等以外の保証業務実施者とのコミュニケーションについてご意見承った。

- 財務諸表監査は公認会計士等のみが行うものであるため、サステナビリティ報告の保証にリソースが割かれることによって人員やリソース不足が危惧される。支障がないように手当てを行うか、若しくは公認会計士等以外の方やシステムの活用など検討してほしい。

(ご意見への回答)

- 財務諸表監査が大前提であることは十分に理解している。財務諸表監査に影響がないようにリソースの確保や教育を前広に行っていきたい。

- ISO の認証機関も保証機関として扱われると聞いている。国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA) で検討されている倫理規程との関係も踏まえ、利用者を含めて関係各所でも検討・意見発信が行われるかと思うので、引き続き連携をお願いしたい。

(ご意見への回答)

- ご意見承った。

③ 公開草案「ISA 570 (改訂)「継続企業」

監査基準担当理事から、公開草案「ISA 570 (改訂)「継続企業」」の概要について説明を行った。

【主なご意見】

- 会計基準との関係を整理していただいたほうがよいと考える。JICPA の実務指針を企業会計基準委員会 (以下「ASBJ」という。)に移管することが検討されていると聞いている。移管される場合は ASBJ で検討されると思うが、移管されない場合は JICPA で適切に何らかの対応を考える必要がある。

(ご意見への回答)

- ASBJ とともに連携し、適切に対応していきたい。

- 現在、重要な疑義はあるが重要な不確実性がない場合は注記ではなく有価証券報告書の非財務情報の中で開示されているが、その場合、監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」におけるその他の記載内容との関係で記載することになるのか、現

在の重要な不確実性の記載とは区別して注記か何かとして書くことになるのか、建付けを
教えていただきたい。

(ご意見への回答)

➤ 継続企業の前提に関する監査報告書の記載の建付けについては、いただいた点を踏まえ
て検討課題とさせていただきたい。

○ 今般の ISA 570 の改訂趣旨が非常に重要であると考えている。重要な虚偽表示リスクに
対する監査人の対応をより有効なものにすること、その作業に関する透明性を高めること
が検討の目的であったと思う。また、今後の金利の動きが非常に重要になり、企業の財務に
も影響を与えることが考えられる。改訂趣旨が実態に反映されるよう対応をお願いしたい。

○ 企業としては事業年度に沿って事業計画を立てることが当然である。企業の実態を踏ま
えた上で、企業の意見も聞きながらまとめていただきたい。

○ 実務に過度な影響が出ないようであるということについては安心した。体系的な会計基
準が現状ないという点については引き続き検討が必要であると考えているため、今後制度全体
がより良い形になるよう目指していければと思う。また、何らかの事情で有価証券報告書の
提出が遅れるケースなど、予想外の自体が生じた際に早めに監査人と企業側で十分なコミ
ュニケーションを取れるように、評価期間について双方認識した上で進めることができれ
ば、実務の混乱も軽減できると思う。念頭に置きながら検討をお願いしたい。

(上記3件のご意見への回答)

➤ ご意見踏まえ、引き続き検討を進めていきたい。

3. 報告事項

(1) 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正

○ リスクアプローチについて厳格に適用せず従来どおりの評価範囲の決定を認めてしま
うことがないように、会員に対してリスクアプローチに基づいた根拠が文書化されるよう
な指導をお願いしたい。

(ご意見への回答)

➤ 会員に十分周知するような工夫を行っていきたい。

(2) 四半期制度見直しに関する検討状況

○ 金融商品取引法の改正法案が継続審査となったものの、引き続きご準備を継続いただき
たい。

(ご意見への回答)

➤ 引き続き準備を進めていきたい。

(3) 日本公認会計士協会における周知活動（資料配付）

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp